

答 申 第 1 0 1 号
令 和 2 年 4 月 3 0 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 松 永 満 佐 子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

令和2年4月27日付け市第139号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号
関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があると認められます。

なお、個人情報の提供を実施するに当たっては、個人の権利利益が侵害され
ないよう送付時や管理上の取扱いには十分に留意するよう要望します。

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

特別定額給付金事業関係

番号	項 目	目的外利用・提供が認められる理由
1	市区町村における特別定額給付金事業の実施のため、施設入所等児童等の氏名、性別、生年月日、住所等に関する個人情報を関係市区町村に対し、提供する場合	<p>○特別定額給付金事業における給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者となり、受給権者は、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主とされているが、施設入所等児童等については、特例により、住民票が入所している施設等の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村から支給することとなる。したがって、市区町村への情報提供を県から行わなければ、取扱いが適正に行われないおそれがある。</p> <p>○このため、県が関係市区町村に対し、施設入所等児童等に関する個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第121回	令和2年 4月30日	諮問 審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

(五十音順)